

第 60 回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第 60 回（2019 年度第 1 回）価格調査評価監視委員会が開催されましたので議事概要について報告いたします。本委員会は、経済調査会の調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

[議事概要]

開催日時	2019 年 4 月 18 日（14 時 59 分～16 時 34 分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員	木下昌，小林誠治（委員長），小林康昭，榊原渉，塩田克彦（五十音順）
議 題	1. 前回委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 （1）自主調査：600Vビニル絶縁電線（IV）（東京） （2）受託調査：生コンクリート（石灰石使用）（諫早地区）

[議事要旨]

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
1. 前回（第 59 回）委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 （1）自主調査「積算資料」4 月号から、600Vビニル絶縁電線（IV）（東京）について審議。	○ 事前に配布した議事録（案）について確認、承認された。
○ 調査対象事業所が占めるシェアはどの程度なのか。	○ 全体量と個別の取扱量の関係は、協力度の問題もあり客観的な把握が難しいのが実情である。
○ 聞き取り調査の対象事業所が全て書面調査の対象となるわけではないのか。	○ 書面調査への協力を差し控える事業所もあるため、聞き取り調査のみで対象となるケースがある。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
○ 聞き取り調査の対象にはメーカーも含まれているが、需要者は対象としないのか。	○ メーカーは、国内電気銅建値に関する動向を最も把握しているため聞き取り調査の対象とし、需要者には別途で書面によるユーザー調査を行っている。
○ 原材料の銅について、国産の占める割合はどの程度なのか。	○ 昭和40年代後半以降に国内銅山の多くが閉鎖され、現在はほとんど輸入品となっている。
○ 銅の輸入先はどこの国が多いのか。	○ 南米のペルーやチリが多い
○ 国内の銅産出が減った理由は、鉱脈の減少か、コストの問題か。	○ コスト面もあるが、鉱脈がなくなってきたことが大きい。
○ 書面調査の対象事業所で長らく協力を得ていないケースでは、対象から外すこともあるのか。	○ 継続的に依頼するなかで毎回の協力を得ている事業所もあり、現在のところ固定する形を取っている。
○ 書面調査は全て郵送で行うのか。	○ メールで送るよう要望がある場合は対応している。
○ 書面調査を全てメールに切り替えて対象先を増やせば、回答数は増えるのではないのか。	○ メール利用を要望されるのは協力的なケースで、そうでない場合は担当者のメールアドレスも把握出来ないため郵送としている。
○ 電気銅の相場に日本経済が影響したような時期はあるのか。	○ 東アジアで見れば日本の経済成長が続いた時期は影響したが、最近は中国の影響が大きい。
○ 中国経済の減速傾向を踏まえると、投機的な値動きに影響するというわけでもないのではないのか。	○ 中国の銅需要は世界の4割超となり、その売買動向が相場に与える影響は大きい。電線メーカーはLMEに加え上海の相場を注視している。
○ 調査対象事業所の選定過程を資料に客観的な情報で示し、プロセスを追えると良い。	○ 今後留意したい。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<p>(2) 受託調査「生コンクリート(石灰石使用)」(諫早地区)について審議。</p> <p>○ 実際の工事では、協同組合の加盟工場と非加盟工場のどちらが納入したのか。</p> <p>○ 粗骨材に石灰石を使用した場合の割増額は、砕石を遠方から運ぶ運搬費ということなのか。</p> <p>○ 聞き取り調査の結果について、例えば面接時間数などによる信頼度の違いはないのか。</p> <p>○ 信頼度の高い情報を得るには直接会って話を聞くことが重要と考えているのか。</p> <p>○ 地区内で石灰石を使った生コンは何割ぐらいあるのか。</p> <p>○ セメントメーカーがセメントと一緒に石灰石を生コン工場へ供給するケースはあるのか。</p> <p>.....</p> <p>次回委員会の確認</p>	<p>○ (説明) 生コンクリート(石灰石使用)の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。</p> <p>○ 非加盟工場が納入した。</p> <p>○ 地区内の生コン工場は地元産の安山岩を使用するのが一般的で、割増額は主に石灰石を津久見や山口から調達する費用との差額分である。</p> <p>○ 今回の対象事業所からは従来より信頼性の高い情報を得ており信頼度の違いはない。また、面接時間数と情報の信頼度に関連はないと捉えている。</p> <p>○ 状況の継続的な把握や、周辺地区の付帯情報などを得るためには、足を運び直接話すことが必要と考えている。</p> <p>○ 石灰石の産地から遠く、長距離の輸送が伴うため、1割もないと思われる。</p> <p>○ 生コン工場が、使用しているセメントメーカーの系列の石灰石を調達するケースはあるが、当地区は海送でも距離があるため事例は少ない。</p> <p>.....</p> <p>7月26日頃を予定</p>

(文責 価格調査評価監視委員会事務局)

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会を選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、理事長に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。
この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。
この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。
この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿(五十音順)

木下 昌	公認会計士 木下昌事務所 公認会計士・税理士
小林 誠治	(一財)公会計研究協会 参与
小林 康昭	足利大学 客員研究員 工学博士
榊原 涉	(株)野村総合研究所 コンサルティング事業本部 グローバルインフラコンサルティング部長/上席コンサルタント
塩田 克彦	(株)NTTファシリティーズ エンジニアリング&コンストラクション事業本部 コンストラクションマネジメント部部长 (公社)日本建築積算協会監事
關 豊	JR東日本コンサルタンツ(株) 工学博士